

中経 論壇

愛知県弁護士会 弁護士
池田 桂子



る年齢は20歳のままです。

最近、TV番組の大喜利で取り上げられた「18歳と81歳の違い」が話題となっていました。「暴走するのが18歳・逆

成人年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる改正民法が成立しました。施行は2022年4月1日からです。140年ぶりの変更です。また、改正法では女性の結婚できる年齢を現行の16歳から18歳に引き上げ、結婚年齢の男女差がなくなります。

一方、事業者は、保険や金融商品に代表されるように、

18歳になれば保護者の同意がなくても契約し、クレジットカードを作れます。他方、若者の健康被害やギャンブル依存症に配慮して、飲酒、喫煙、競馬等ができるようになった説明責任が求められます。

消費者保護と説明責任

業者側の不適当な説明により消費者に誤解を与えた場合には消費者に契約の取消権を与える場合があります。

消費者保護の強化は時代の流れです。成人年齢の変更の意思が反映されます。

0年4月から債権法分野の改正が施行され、契約関係に関する規則が変わります。例えば、瑕疵担保責任は廃止され、

目的物が契約内容から乖離していることに対する責任「契約に規定されました。買主に認められる特別の権利として、新務不履行の程度や契約内容との不適合が重視されるため、契約書が従来以上に重要なものと思われま

業者側の不適当な説明により消費者に誤解を与えた場合には、契約当事者の意思をより重視しています。契約書全文や目的条項において契約に至る経緯や動機等を明示しておくことが必要です。契約の各場面でも契約者の意思が反映されます。

契約社会での攻めと守り

攻めの経営のためには、顧客を重視し説明責任を尽くすことがより強く求められる時代です。